

# 規 約

※ 以下の項にあてはまる者は入会を禁止する。

- 1-1条 慢性の病気、高血圧、心肺機能などの持病を持っている者。
- 1-2条 医師から激しい運動など止められている者。
- 1-3条 暴力団、及び暴力団関係者。
- 1-4条 身体に入れ墨等を入れている者。
- 1-5条 修得した空手を道場、及び試合以外でむやみに使う恐れのある者。
- 1-6条 道場側が道場生として不適正とみなした者。

※ 以下の項にあてはまる道場生は、その行為が判明した時点で退会となる。

- 2-1条 暴力団、及び暴力団関係者。
- 2-2条 身体に入れ墨等を入れている者。
- 2-3条 修得した空手を道場、及び試合以外でむやみに使い、道場の責任者及び指導員が審議のうえ、不適切とみなした者。
- 2-4条 道場の責任者、及び指導員の指示に従わず、不適正と判断した者。
- 2-5条 いかなる状況に於いても反社会的行為を禁止し、その行為が判明した者。

※ 修和会館の道場生として

- 3-1条 道場生は必ず道場が定めるスポーツ保険に加入すること。
- 3-2条 修和会館の道場生として誇りをもち、一般市民及び青少年育成の為に健全な行為を怠らないこと。
- 3-3条 修和会館及び道場生が参加する大会、行事ごとなどは務めて参加すること。
- 3-4条 有段者、及び指導者以外の茶髪、長髪、ヒゲ等は禁止とする。

実戦空手道 修和会館